

相談



憲法記念日無料法律相談

5月8日(火)、午後1時30分～3時30分 陽草加市立中央公民館(草加市住吉2の9の1)

5月13日(日)、午後1時30分～4時40分 陽吉川市民交流センターおあしす(吉川市きよみ野1の1) 因相続、遺言、登記

司法書士無料相談

5月13日(日)、午後1時30分～4時40分 陽吉川市民交流センターおあしす(吉川市きよみ野1の1) 因相続、遺言、登記

など。面談相談(1組40分) 事前に総合相談センター(☎048-8338-7472)へ 岡崎玉司法書士会事務局 ☎048-863-7861

子育て

児童扶養手当の申請受付中

【対象】 次の①または②に該当する子どもを育てている方。 ①父母の離婚、父(母)の死亡などで父(母)と生計を別している ②父(母)に一定の障がいがある

【期間】 子どもが18歳になった年の年度末(3月31日)まで

おうちの就園・就学を援助しています

いづれも、前年度認定された方も、改めて申請が必要

就学援助費

【対象】 経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者 【内容】 学用品費、通学用品費、新入学準備費、新入児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、スポーツ振興センター保護者負担金、学校給食費、児童生徒会費

特別支援教育就学奨励費

【内容】 学用品費、通学用品費、新入児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、職場実習交通費、交流学习交通費(通級指導教室に入級される児童生徒の保護者は、通学費のみ対象)

幼稚園就園奨励費

市では、私立幼稚園の設置者が入園料および保育料を減免する場合に、設置者に対して補助金を支給しています。

【提出】 在園する幼稚園から配付される調書に記入し、5月31日(木)までに幼稚園へ。市の確認・審査後、補助金相当額が各幼稚園から保護者へ支給されます(12月初旬予定。審査には住民税の申告が必要です)。調書が配付されない場合は左記へ 園教育総務課 ☎963-9280

で。子どもに一定の障がいがある場合は20歳未満 【所得制限】 申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給に制限があります。また、離婚の場合は養育費の一部が所得に加算されます

特別児童扶養手当の申請受付中

【対象】 精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の子どもを育てている方 【所得制限】 申請者やその配偶者および同居している直系血族、兄弟姉妹等の所得により手当の支給が停止になることがあります

【手当月額】 ▼第1子：4万2500円～1万3000円 ▼第2子：1万4000円

【加算額】 ▼第2子：1万4000円

ファミリー・サポート・センター提供会員になるための初研修会

5月22日(火)、午前9時30分～午後3時：中央市民会館5階第2会議室 ▼5月30日(水)、午前9時～午後3時30分：中央市民会館4階第14会議室 因市内在住で保育や送迎などの援助ができる20歳以上の方25人 電話またはファクスでしがやファミリー・サポート・センターへ。利用会員は随時受付中(対象児童は0歳～小学6年生) しがやファミリー・サポート・センター ☎960-2311

消防からのお知らせ

6月3日～9日は危険物安全週間です

平成30年度危険物安全週間推進標語「この一球 届け無事故へ みんなの願い」

危険物とは消防法で定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。 ・火災発生の危険性が大きい ・火災拡大の危険性が大きい ・消火の困難性が高い

応急手当講習会(上級救命)

5月26日(出)、午前9時～午後5時 陽消防本庁舎 因心肺蘇生法(AEDを含む) 因市内在住・在勤・在学中の学生以上の方30人 因無料 因5月1日(火)～14日(月)に電話で左記へ 因消防署 ☎974-0136

危険物取扱者試験準備講習会(甲種および乙種第4類)

甲種1期：6月2日(出)・3日(日) 乙種第4類4期：6月16日(出)・17日(日) 因川口総合文化センター・リリア ☎0104

河川の水を利用した放水訓練を実施しています

河川に水量があるこの時期に越谷市消防団が各地区で放水訓練を実施しています。ご理解をお願いします。



放水訓練の様子

ご存じですか 人権擁護委員制度

昭和24年6月1日に施行された人権擁護委員法により、国民の基本的な人権を擁護する人権擁護委員制度が設けられ、市内には10人の人権擁護委員がいます。全国人権擁護委員連合会では、「人権擁護委員の日」に全国で特設人権相談所を開設しています。

6月7日(木)、午前10時～午後4時 因中央市民会館4階第4相談室 因人権問題に関する相談(無料。秘密は厳守) 9119